

## たけのこ出荷制限・自粛解除後の検査の流れ(平成27年1月22日以降解除市用)

たけのこ出荷制限・自粛解除後の検査体制(平成27年1月22日以降解除市)

### 1 出荷前検査

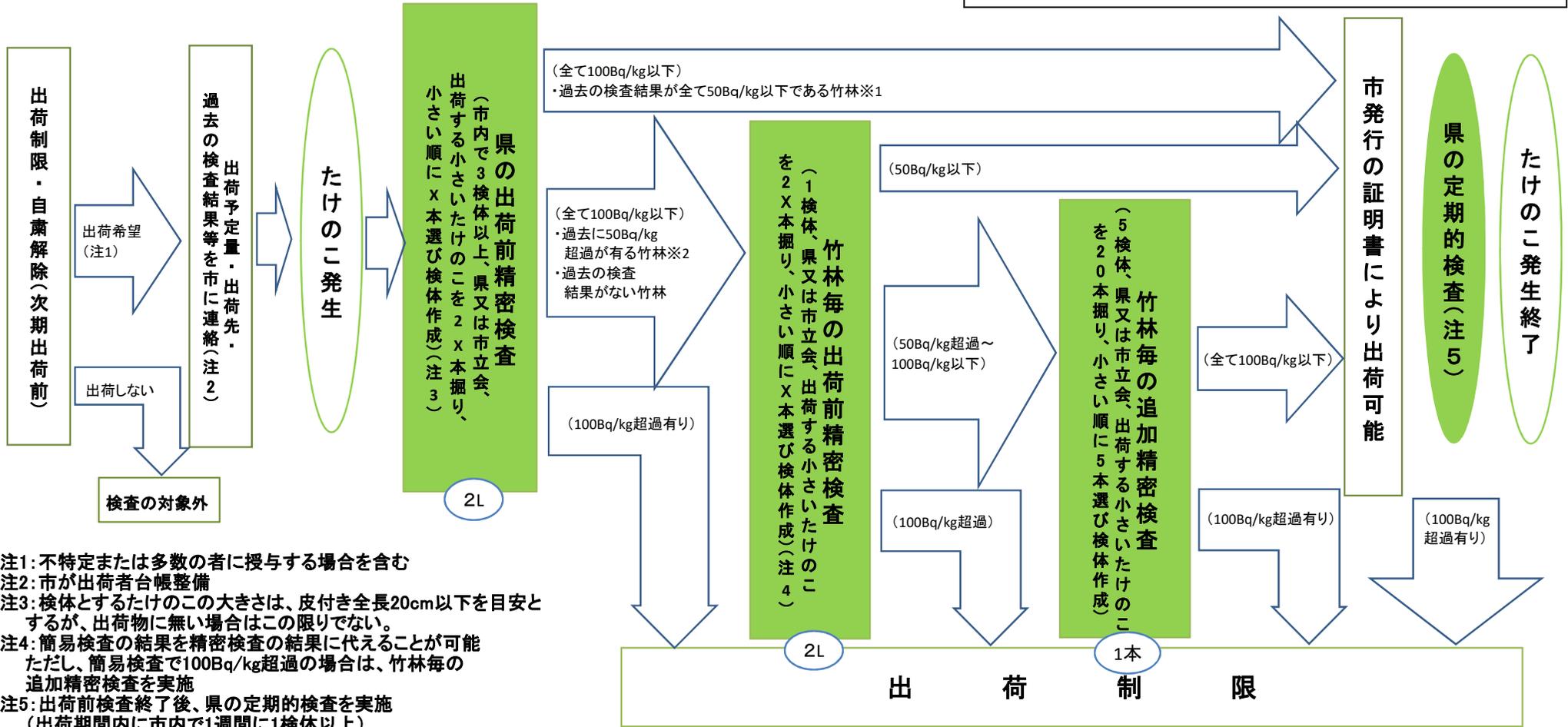
- ①過去の検査結果が全て50Bq/kg以下である竹林※1  
市ごとに3検体の出荷前検査を行い、基準値以下であることが確認された後、市から証明書が発行される。
- ②過去の検査で50Bq/kgを超過した竹林※2及び過去に検査を行っていない竹林  
市ごとの3検体の出荷前検査に加えて、竹林ごとに県検査又は市検査により、基準値以下であることが確認された後、市から証明書が発行される。ただし、この検査で50Bq/kgを超えた竹林については、再度検査を実施し、基準値以下であることを確認した上で証明書が発行される。

### 2 定期的検査

市ごとに出荷期間内の1週間に1回を基準とする定期的検査を行う。

※1 柏市については、直近3出荷期とも検査し、検査結果が全て50Bq/kg以下であった竹林を含む(H28.4.28～)

※2 柏市については、直近3出荷期とも検査し、検査結果が全て50Bq/kg以下であった竹林を除く(H28.4.28～)



注1: 不特定または多数の者に授与する場合を含む

注2: 市が出荷者台帳整備

注3: 検体とするたけのこの大きさは、皮付き全長20cm以下を目安とするが、出荷物に無い場合はこの限りでない。

注4: 簡易検査の結果を精密検査の結果に代えることが可能  
ただし、簡易検査で $100\text{Bq/kg}$ 超過の場合は、竹林毎の追加精密検査を実施

注5: 出荷前検査終了後、県の定期的検査を実施  
(出荷期間内に市内で1週間に1検体以上)